

沼田市社会体育施設名称・位置・使用料

施設 区分	名称		位置	使用料			
				区分	単位	使用者	料金
武道場	武道館	格技場	東原新町 1801番地40	1面	/	市民	1,100円
						市民以外	2,200円
		卓球場		1台		市民	410円
						市民以外	820円
		全面		/		市民	810円
						市民以外	1,620円
	ウェイトリフティング場	専用	市民	550円			
			市民以外	1,100円			
	シャワー	/	5分	110円			
			利根柔剣道場	利根町追貝 398番地	全面	1時間	市民
市民以外	2,080円						
体育館	利根園原ふれあい 屋内運動場		利根町園原 701番地3	全面	1時間	市民	520円
						市民以外	2,080円
	利根農業者 トレーニングセンター		利根町輪組 867番地2	全面	1時間	市民	520円
						市民以外	2,080円
運動 広場	旧利南中学校 運動広場	多目的広場	上沼須町 366番地1	全面	1時間	/	220円
				照明設備			1,650円
	川田運動広場	多目的広場	下川田町 1533番地	全面	1時間	/	220円
				照明設備			1,650円
		テニスコート		1面	60円		
		ゲートボール場		1面	160円		
	ニュースポーツ 広場	グラウンド (ターゲットハート) ゴルフコース	発知新田町 19番地1	個人	半日	/	220円
				団体 (16人以上)	半日		3,300円
				ゲートボール場	1面		1時間
	白沢農民広場		白沢町高平 102番地2	全面	1時間	/	130円
				照明設備			1,150円
	利根平川運動広場		利根町追貝 2099番地	全面	1時間	市民	無料
照明設備				1,050円			

			全面		市民以外	2,080円
利根老神多目的広場	利根町老神 361番地		全面	1時間	市民	無料
			照明設備			1,050円
			全面			市民以外
利根菌原球技場	利根町園原 地内		全面	1時間	市民	無料
			照明設備			1,050円
			全面			市民以外
利根南部山村広場	利根町輪組 871番地		全面	1時間	市民	無料
			照明設備			1,050円
			全面			市民以外
テニス コート	利根南部山村広場 テニスコート	利根町輪組 869番地	1面	1時間	市民	無料
					市民以外	520円
弓道場	白沢弓道場	白沢町平出 135番地1	全面		市民	無料
トレー ニング ハウス	利根トレーニングハウス	利根町大楊 1089番地	全面	1時間	市民	520円
					市民以外	2,080円

備考

- 1 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- 2 市民が、スポーツの目的以外で使用する場合の使用料は2倍の額とする。市民以外が、スポーツの目的で使用する場合の使用料は2倍、スポーツの目的以外で使用する場合の使用料は4倍の額とする。ただし、利根町内における施設を除く。
- 3 備考第1項の規定にかかわらず、スポーツの目的以外で使用する場合を除き、沼田市と定住自立圏の形成に関する協定を締結した町村に在住する者は、市民とみなす。
- 4 使用時間については、教育委員会が別に定める。
- 5 1時間をもって使用の許可をした場合で、使用時間が1時間未満のときは1時間として算定する。
- 6 武道館の使用料（シャワーを除く。）は、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの時間区分ごとに納入する。
- 7 市民及び市民以外の者が共同で武道館を使用する場合において、その構成員のうち市民が過半数を占めるときは、市民の使用料の額とする。

- 8 満65歳以上又は高校生以下の者が武道館（シャワーを除く。）を使用する場合における使用料の額は、使用料の2分の1の額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 9 満65歳以上の者、高校生以下の者及びこれら以外の者が共同で武道館（シャワーを除く。）を使用する場合において、その構成員のうち満65歳以上の者及び高校生以下の者が過半数を占めるときは、前項の満65歳以上の者又は高校生以下の者の使用料の額とする。
- 10 屋内施設（武道館を除く。）の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。
- 11 武道館の休館日は、12月29日から翌年1月3日まで及び毎月第2月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）とする。
- 12 屋外施設の使用期間は、4月から11月までとする。
- 13 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、休館日及び使用期間を変更することができる。